

秩父市立尾田蒔小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、全ての本校児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び身体、生命に重大な影響を与えるものであり、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けて、全教育活動を通して取り組む。さらに、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ防止に向けた教育活動の充実

- (1) 道徳教育及び特別活動、体験活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- (2) 豊かな人間関係づくりに向けた学級経営の充実に努める。
- (3) いじめ防止に関する全校的な啓発活動（情報モラルを含む）を行う。
- (4) いじめ防止に向けて、保護者・地域との連携を図る。

3 いじめの早期発見の手立て

- (1) 児童との信頼関係を基本とした教育相談に、管理職、教育相談主任、学級担任、養護教諭をはじめ、全教職員が取り組むとともに、さわやか相談員の活用を図る。
- (2) 生徒指導情報交換会を毎月1回以上行い、早期発見と情報の共有を図る。
- (3) いじめの早期発見のため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- (4) 保護者、地域や関係機関からの情報提供及び相談に対し、電話連絡や面談、家庭訪問により迅速かつ誠実な対応に努める。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学級担任等、養護教諭からなる、いじめ防止対策のための組織「いじめ防止会議」を設置する。「いじめ防止会議」は次の活動を行う。いじめ発生時は緊急開催する。

- (1) いじめの早期発見に関すること（教育相談、アンケート調査等）
- (2) いじめ防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめをした児童の保護者に対する助言を行う。また事実確認により明らかになった、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 教育委員会や関係機関等との連携（重大事態への対処）

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

ア 速やかに秩父市教育委員会に報告する。

イ 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、秩父市教育委員会および秩父警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに秩父警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 令和8年度 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

月	内 容	
4月	(通年)	授業参観・保護者会
5月	○道徳、特別活動、体験活動、学級経営の充実 ○生徒指導情報交換会(毎月)、いじめ防止会議、さわやか相談員による出前教育相談(毎週)、必要に応じてスクールカウンセラーの個別面談	
6月		①いじめアンケート いじめ防止会議
7月		学校公開 引渡訓練
8月		いじめ防止に係る研修会
9月		人権メッセージの全校的取組 個人面談
10月		人権教室 (個人面談)
11月		②いじめアンケート ネットいじめ防止啓発
12月		非行防止教室
1月		
2月		③いじめアンケート、授業参観・保護者会
3月		いじめ防止会議(年間評価と新年度計画の検討)